

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(新第十八条の二関係)

◇鳥取県会計規則の一部を改正する規則

一 口座振替の方法により歳入を納付しようとする者は、指定金融機関等に対する口座振替の依頼に併せて、住所、氏名、預金口座番号等を知事又は廻長に届け出なければならないこととした。

(新第十八条の二関係)

二 知事又は廻長は、納入者から一の届出があったときは、納入通知書又は納付書を、その者が預金口座を設けている指定金融機関等に直接送付しなければならないこととした。(第十四条)

三条、第十五条関係)

三 専修職業訓練校の名称が高等技術専門校に改められたことに伴う廻の名称の整備を行うこととした。(別表第一関係)

四 その他所要の規定の整備を行うこととした。

五 この規則は、平成三年四月一日から施行することとした。

◇規

則 鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則(税務課)

鳥取県会計規則の一部を改正する規則(会計課)

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則(〃)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

一 個人事業税及び自動車税を口座振替の方法によつて納付しようとする場合の依頼書は、課税地を管轄する県税事務所長又は指定金融機関等のいずれか(現行課税地を管轄する県税事務所長及び指定金融機関等の両方)に提出することとした。(第十一条の二関係)

二 その他納付書等について所要の規定の整備を行うこととした。

三 この規則は、平成三年四月一日から施行することとした。

二 この規則は、平成三年四月一日から施行し、平成三年度分の予算から適用することとした。

規則

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年三月三十日

鳥取県知事職務代理者  
鳥取県副知事 古居 儀治

鳥取県規則第二十四号

## 鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県税条例施行規則（昭和三十五年九月鳥取県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

入) 書(一般)  
(証紙徵収の方法によつて徵収することができない場合)、  
決定)、狩獵者登録税・入獵税(普通徵収)  
」

様式の八その一 督促状・納付（納入）書（一般）  
その二 督促状（自動車税（一般））

その二 督促状（自動車税（一般）  
その三 督促状（自動車税（証紙徵收）

一 督促状（自動車税（証紙徵収の方法によつて徵収すること）

第十四条の二中「行なう事業に対する事業税の納税者で、その者が納付すべき個人の行なう事業に対する事業税及び個人の行なう事業に対する事業税の納税者が所有する自動車に係る」を「行う事業に対する事業税又は」に、「県税口座振替依頼書を指定金融機関、指定代理金融機関又は」を「県税納付書送付依頼書兼県税口座振替依頼書を課税地を管轄する所長又は指定金融機関、指定代理金融機関若しくは」に改め、「、第十一号様式の五による県税納付書送付依頼書を課税地を管轄する所長にそれぞれ」を削除。

第四十九条中「条例第九十三条第三項の規定に該当する場合にあつては、同条第四項の規定に該当する場合にあつては第六十二号様式の九」を削る。

〔第十一号様式の四 県税口座振替依頼書とができない場合〕、〔第十一号様式の五 県税納付書送付依頼書〕に、  
「第十一号様式の四 県税口座振替依頼書」に、「第十一号様式の五 県税納付書送付依頼書」に、  
を「第十一号様式の四 県税納付書送付依頼書兼県税口座振替依頼書」に、  
通徵取）

「 様式目次中 その五 納付書（自動車税（税額変更））」

「第六十一号様式の八 特別地方消費税納付申告書（経営者課税）」を

「第六十二号様式の九 特別地方消費税納付申告書（経費課税）」を

「第六十二号様式の八 特別地方消費税納付申告書」に、「第六十四号様

式 自動車税納税証明書（納付書用）」を 「第六十四号様式 自動

式の二 自動車税納税証明書（窓口交付用）」に、「第六十四号様式の二

車税納税証明書（窓口交付用）」を

自動車税納税証明書（納付書用）」を 「第六十四号様式の二」

車税納税証明書（窓口交付用）」を

自動車税納税証明書（納付書用）」に改める。

第一号様式の二の二表面中 「口座振替金融機関番号」を

項中1を削り、2を「一」とし、3を「二」とし、同様式その七表面を次のように改める。

に改め、同様式その四領取

車税納税証明書（窓口交付用）」を

自動車税納税証明書（納付書用）」に改める。

車税納税証明書（窓口交付用）」を

自動車税納税証明書（納付書用）」に改める。

車税納税証明書（窓口交付用）」を

自動車税納税証明書（納付書用）」に改める。

車税納税証明書（窓口交付用）」を

自動車税納税証明書（納付書用）」に改める。

車税納税証明書（窓口交付用）」を

自動車税納税証明書（納付書用）」に改める。

(表四)

納税通知書（口座振替用）

自動車税	年度	年度	
登録番号			
納税番号			
税額		円	
納期限(振替日)	年	月	日
指定預金口座	金融機関番号		
金融機関	支店名		
支店名	口座番号		
口座番号	納税時蓄組合番号		
納税時蓄組合番号	納税貯蓄組合名		

鳥取県 部県税事務所長印

四

(備考) この納税通知書は、口座振替の方法による納付の申出を行つた  
納税者に対する通知で使用する。ど。

第一号様式の三やの七裏面課税の根拠の項中「及び第113条の4」及び「自動車の所有者に」を削り、同様式その七裏面お知らせの項中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とし、回様式その七裏面の納付場所の項を削り、同様式その八表面1中「自動車の所有者に」を削り、回様式その八裏面お知らせの項中1を削り、2を1とし、3を2とする。

第一号様式の八その1裏面お知らせの項1中「この通知が督促状の場合、」を削り、回様式中「この通知が督促状の場合、督促について不服があるときは、この督促状」を「この督促状について不服がある場合は、督促状」に改め、同様式中その1をその1にし、その1の次にその1として次のよう

平成3年3月30日 土曜日

鳥取県公報

## 第一号様式の八その二（第二条の五関係）

(裏面)

(鳥取県)

## 督 促 状

年 度	登録番号	納税番号
年 度		

## 自 動 車 税

&lt;お知らせ&gt;

この督促状を受けとられたときまでに、納付しておられましたら、行き違いですのであしからず御了承ください。

1 督促状を発した日から起算して、10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることになります。

2 この督促状について不服がある場合は、督促状を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定によつて知事に審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

3 延滞金は、納期限までに税金を完納しないとき etc、その翌日から完納の日までの日数に応じ、年14.6ペーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3ペーセント）の割合で計算されます。

鳥取県 県税事務所長

國

◎ 裏面をお読みください。

\*

\*

平成3年3月30日 土曜日

鳥取県公報

第五印送式の「」の「表番号」

「口座振替金融機関番号」

指定預 金口座	金融機関 口座番号
納税貯蓄組合	

とある、同様式の「表番号」「ので納付してください」や。

第十印送式の四を次のやうに改め。

第十一号様式の四（第十四条の二関係）  
(表面)

県税納付書送付依頼書兼県税口座振替依頼書

年 月 日

鳥取県	都県税事務所長 殿
銀行・金庫	本店・本所 殿
農協・漁協	支店・支所

金融機関経由印

- 県税の納付に当たり、次のとおり依頼します。  
 1 県税事務所が発付する下記に関する納付書は、取扱金融機関に送付  
 してください。  
 2 取扱金融機関に納付書が送付されたときは、裏面約定に基づき、下  
 記預金口座から県の歳入金に振り替えてください。

記

住所 (所在地)	T	電話番号
氏(名) (フリガナ)名 (代 表 者 者 名 称 (法人の 場合のみ記 入して ください。)	㊞	取扱税目
氏(名) (フリガナ)名 (役職名)	振替日	納期の最終日
口座名義	(届出印) ㊞	預金種類

振替開始日

納期が到来するもの。

日以降 口座番号

県税整理欄(何も記入しないでください。)

住所コード		地番等
取扱税目		金融機関 コード

(裏面)

約定

貴店が県税事務所から納付書の送付を受けたときは、振替日に納付書に記載の金額を指定預金口座から払い出して、県の戻入金にて振り替えてください。

この指定預金口座の払出しに当たっては、当座勘定取引約定書の規定、普通預金規定又は納税準備預金規定にかかわらず、小切手の預出し又は普通預金払戻請求書及び普通預金通帳若しくは納税準備預金払戻請求書の提出をしないこととします。

指定預金口座の残高が振替日において納付すべき金額に満たないときは、納付書を県税事務所に返却してください。

第十一号様式の五を削る。  
第二十二号様式表面を次のように改める。

(表面)

滯 納 整 理 票

(鳥取県 部県税事務所)

### あて名番号

(所在地・屋号)

督促状発付日
課税年度
税目
納税番号
期別(事業期間)
課税区分
調定事由
法定納期限等
納期限
調定年月日
申告日
延滞金が14.6%となる日
徵収猶予期間
延滞金控除期間

	督促状発付額	延滞金控除額	減額後の額
本税(税割) (均等割)			
延滞金			
過・不			
重計			

平成3年3月30日 土曜日

第五十六号様式中

決	定
審	議

に改める。

課税標準額	円
税額	(イ)
課税標準額	円
税額	(イ)

に改める。

第六十号様式中「自動車納税証明書」を「自動車税納税証明書」に改める。

## 附 則

この規則は、平成三年四月一日から施行する。

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年三月三十日

## 鳥取県規則第二十五号

鳥取県知事職務代理者  
鳥取県副知事 古居 優治鳥取県会計規則の一部を改正する規則  
鳥取県会計規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項に次のただし書を加える。

ただし、納入者から第十八条の二の規定による口座振替の方法によつて歳入を納付する旨の届出があつたときは、納入通知書をその者が預金口座を設けている指定金融機関等に直接送付しなければならない。

第十五条第三項中「次条」を「前条第一項ただし書、次条」に改める。

第十八条第二項を削る。

第十八条の二に見出しとして「(口頭その他他の方法による納入の通知に係る納付の方法)」を付し、同条を第十八条の三とし、同条の前に次の二条を加える。

(口座振替の方法による納付の方法)

第十八条の二 指定金融機関等に預金口座を設けている納入者で地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。）第一百五十五条の規定により口座振替の方法によつて歳入を納付しようとするものは、当該指定金融機関等に対する口座振替の依頼に併せて、次に掲げる事項を知事又は廻長に届け出なければならない。

一 住所及び氏名

二 口座振替の方法により納付しようとする歳入の内容

三 預金口座を設けている指定金融機関等の名称並びに当該預金の種類及び預金口座番号

四 その他知事が特に必要と認める事項

第二十七条第一項に次の一号を加える。

四 知事又は廻長から第十四条第一項ただし書（第十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による納入通知書の送付があつたとき。

## 別表第一中

鳥取県立倉吉専修職業訓練校	次 長
鳥取県立米子専修職業訓練校	次 長

鳥取県

定める規則の一部を改正する規則

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

立倉吉高等技術専門校	総務課長
立米子高等技術専門校	総務課長

に改める。

様式目次中「様式第三号 嵌入金口座振込請求書」を「様式第三号 削除」に改める。
---

様式第三号を次のように改める。

様式第3号 削除
----------

この規則は、平成三年四月一日から施行する。

この規則は、平成三年四月一日から施行し、改正後の鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の規定は、平成三年度分の予算から適用する。

## 附 則

合事務所庁舎、西部総合事務所庁舎、八頭総合事務所庁舎及び日野総合事務所庁舎に事務所を有するもの」を加える。

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年三月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古居 優治

鳥取県規則第二十六号

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を